

## 第34号議案

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年3月1日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、保険料段階の判定に係る基準を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市介護保険条例の一部を改正する条例

芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,320円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が120万円以上<u>210万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 98,760円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が<u>210万円以上320万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 99,120円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 82,320円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 98,760円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 99,120円</p>

改正後	改正前
ア 合計所得金額が <u>320万円以上400万円未満</u> である者 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (10)～(14) (略) 2～4 (略)	ア 合計所得金額が <u>300万円以上400万円未満</u> である者 であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ (略) (10)～(14) (略) 2～4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

芦屋市介護保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則の一部改正に伴い，保険料段階の判定に係る基準を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

令和3年度から令和5年度までの各年度における，保険料段階の第7段階，第8段階及び第9段階に係る基準所得金額を次のとおり改定する。（第4条関係）

保険料段階	内 容	
	改正案	現 行
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上 <u>210万円未</u> 満のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上 <u>200万円未</u> 満のもの
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>210万円以上</u> 320万円未満のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>200万円以上</u> 300万円未満のもの
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>320万円以上</u> 400万円未満のもの	本人が市民税課税者で合計所得金額が <u>300万円以上</u> 400万円未満のもの

3 施行期日等

- (1) 令和3年4月1日
- (2) 改正後の規定は，令和3年度以後の年度分の保険料について適用し，令和2年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

介護保険法施行規則抜粋（令和3年4月1日改正）

（令和3年度から令和5年度までの基準所得金額）

第143条 令和3年度から令和5年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、120万円とする。

第143条の2 令和3年度から令和5年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、210万円とする。

第143条の3 令和3年度から令和5年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、320万円とする。